

事業番号	9	事業名等	特別支援教育推進事業	
仕分け結果	④市が実施（要改善）		担当課	学校教育課

今後の方針	<p>【改善見直し】</p> <p>本事業が学校教育における最重要課題であることを踏まえ、就学前児童等に対する充実した指導訓練等の実施状況を義務教育に切れ目なくつなげるため、一貫した指導・支援体制について、仕分け判定結果や仕分け人意見を参考に再構築を図る。</p>
-------	--

方針策定理由	<p>① 幼児期における療育訓練事業での指導・支援を継続し、子どもたちの個の成長を援助するため、義務教育における支援体制を見直すとともに、関係課、関係機関等と検討協議会の設置などによる更なる連携を進め、生涯を通じた一貫した特別支援にかかる指導支援体制の整備を図っていきたい。</p> <p>② 仕分け人意見の多数を占めた国・県による事業実施については、巡回相談事業（相談員の派遣）は特別支援に係る教育指導そのものであり、学校教育法第5条に基づき、市町村が主体性を持って実施する必要があると考えている。 また、現在実施している資質向上にかかる研修会の開催等については、県との協力関係をさらに充実するよう図っていきたい。</p> <p>③ ボランティア活用による経費削減については、巡回相談員が教職員に対して、児童生徒への支援方法等にかかる相談・指導・助言や、個別の児童生徒の障害の状況把握等を含めた個人情報を取り扱う職務であり、その分野における特に高い見識と専門性（臨床心理士等）を有する人材や責任が伴うため、きわめて困難であるが、学校現場での教職員による指導補助などについては、特別支援教育の専門性の高い教員OBへの協力要請など、ボランティア活用を検討していきたい。</p> <p>[参考]</p> <p>○ 学校教育法第5条</p> <p>学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定め（※）がある場合を除いては、その学校の経費を負担する。</p> <p>※法令に特別の定め</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市町村立学校職員給与負担法 ● 義務教育費国庫負担法 ● 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律法
--------	---